

東京圏から移住者が対象法人に就業すると最大100万円を支給



求人でお困りの事業者の皆さまへ

「やまぐち移住就業マッチングサイト」に登録して移住支援金の対象法人になりませんか!

対象法人になるメリットは？

- ・ 求人ページに無料で情報を掲載
- ・ 県外からの**UJIターン就職希望者にアピール**できる
- ・ 求人情報が大手民間求人サイトにも掲載される
- ・ 対象法人に移住して就業した場合、**移住者に支援金が支給**されるので、**移住希望者への注目度**も高くなる



東京圏在住者等移住支援事業（移住支援金）とは？

東京23区から萩市に移住し、「やまぐち移住就業マッチングサイト」に登録された法人に新規就業された方等に移住支援金（世帯100万円、単身60万円）を支給する制度です（18歳未満の子育て加算100万円／人）

東京圏以外から移住の方には、萩市独自移住就業支援補助金の制度もあります

（支援金等の制度については、裏面を参照してください）

対象法人・対象求人の要件は？

■**対象法人の要件（概要）** 以下の全てを満たす法人が対象

- ①官公庁等（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）でないこと
- ②資本金10億円以上の営利を目的とする私企業ではないこと
- ③みなし大企業でないこと
- ④本店所在地が東京圏※1のうち条件不利地域※2以外の地域にある法人（勤務地限定型社員（山口県内を勤務地とする場合に限る。）を採用する法人を除く。）ではないこと
- ⑤雇用保険の適用事業主であること
- ⑥風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に定める風俗営業者でないこと
- ⑦暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと
- ⑧「やまぐち未来維新プラン」で設定している20の維新プロジェクトと72の重点施策推進に資する法人であること

※1 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県

※2 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、山村振興法、離島振興法、半島振興法、小笠原諸島振興開発特別措置法の対象地域を有する市町村（政令指定都市を除く）

■**対象求人の要件** 以下の要件を満たす求人が対象

- 週20時間以上の無期雇用契約の求人
- 勤務地が山口県内にあること

やまぐち移住就業マッチングサイトの問い合わせや掲載方法など、詳しくは、山口県ホームページをご参照ください



移住就業支援制度の問い合わせ

萩市商工振興課（0838-25-3108）または「はぎポルト」移住就業コーディネーター（0838-25-3819）

萩市の移住者向け 就業・創業支援制度 (支援金・補助金)

申請期間 令和6年2月29日まで ※予算が無くなり次第終了

萩市へ移住して就業、創業する方の移住に必要な経費を、国、県とともに支援することで、移住就業・創業を促進します。

※今後、国・県の制度変更により、一部変更となる場合があります。

東京圏（※）からの移住の場合

支援の内容・金額

- ①移住就業支援金（単身60万円、世帯100万円、子育て加算最大100万円/人）※テレワーク就業含む
- ②移住テレワーク就業支援金（単身30万円、世帯50万円、子育て加算最大50万円/人）
※令和5年4月1日以降の転入者に限る
- ③移住創業支援金（単身60万円、世帯100万円、子育て加算最大100万円/人）

支援の要件

※①～③のいずれかに該当（いずれも転入後3か月以上1年以内であること）

①東京圏から就業を目的として移住する者

（「やまぐち移住就業マッチングサイト」に登録・掲載された企業への就業に限る）

- ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
- ・転入する直前に、連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
- ・対象となる市内企業へ3か月以上就業、または移住先を生活の本拠とし移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと。

②東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住し、就業を目的として移住する者

- ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。
- ・転入する直前、連続して1年以上東京圏、愛知県、京都府、大阪府及び兵庫県に在住していたこと。
- ・移住先を生活の本拠とし移住元での業務を引き続きテレワークで行うこと。

③東京圏から創業を目的として移住する者で、やまぐち創業補助金の交付決定を1年以内に受けた者

- ・転入する直前の10年間のうち、通算5年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。
- ・転入する直前に、連続して1年以上東京圏に在住し、東京23区への通勤をしていたこと。

※東京圏（埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、ただし条件不利地域を除く）

※「やまぐち創業補助金（最大200万円）」の問い合わせ先：山口産業振興財団（083-902-3711）

東京圏以外からの移住の場合（萩市独自支援）

支援の内容・金額

- ①移住就業支援補助金（補助率2/3、補助上限単身15万円、世帯30万円、子育て支援金10万円/人）
- ②移住創業チャレンジ支援事業（補助率1/2、補助上限50万円、子育て支援金10万円/人）

支援の要件

①東京圏以外の地域から就業を目的として移住する者

- ・転入する直前に5年以上山口県外に在住し、かつ令和4年4月1日以降に転入したこと。
- ・対象となる市内企業へ3か月以上就業または、県外の法人等に勤務している場合で、その勤務先を変更せずに市内においてテレワークを行う雇用であること。
- ・「やまぐち移住就業マッチングサイト」、または萩市のマッチングサイト「萩暮らし.net」に登録・掲載された企業への就業に限る。
- ・転入後3か月以上1年以内に申請すること。
- ・転入先の居住地で世帯主であること。

②やまぐち創業補助金の対象とならない、市外からの移住創業

- ・転入する直前に5年以上市外に在住し、かつ対象事業年度の4月1日以降に転入したこと。
- ・市内に居住、または事業完了日までに市内居住予定であり市内で起業すること。
- ・移住創業宣言後の準備期間から創業後半年以内の事業実施前に事前申請すること。

補助対象経費

- ①引越や賃貸、改修等に係る経費
- ②施設改修費、機械類等整備・購入費

移住支援金・補助金の問い合わせ

萩市商工振興課（0838-25-3108）または、「はぎポルト」移住就業コーディネーター（0838-25-3819）

